日 銀 業 第 ３ ７ ４ 号
２０２６年１０月２３日

当座勘定取引金融機関等
国債振替決済制度参加者　殿

日 本 銀 行 業 務 局

延長日における為替決済開始時刻等の繰下げ等に関する件

２０２６年１２月から２０２７年６月までの延長日における為替決済開始時刻等を別紙のとおりとしましたので通知します。

以　上

別　紙

延長日における為替決済開始時刻等の取扱い
（２０２６年１２月～２０２７年６月分）

・延長日[注１]における為替決済開始時刻等[注２][注３]

延長日	繰上げ・繰下げ幅	内国為替(同時決済口)取引入力開始時刻	内国為替(同時決済口)取引入力締切時刻	為替決済開始時刻
２０２７年１月２９日（金）	６０分	７時３０分	１６時３５分	１７時１５分
２月２６日（金）				
３月３１日（水）				
４月３０日（金）				
５月３１日（月）				
６月３０日（水）				

（注１）日本銀行が、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークからの事前の依頼（当日の依頼を除きます。）にもとづき、為替決済にかかる決済開始時刻を１６時１５分から６０分繰下げる月末日（年末日を除きます。）をいいます。

（注２）延長日においては、当座勘定取引、国債振替決済関係事務等における一部の電文の入力時間帯が変更されます。詳細は日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務（第１編Ⅴ．、同参考１－１および同参考２－１）のほか、各利用業務に関するもの）をご覧ください。

（注３）当座勘定取引、外国為替円決済制度関係事務および国債振替決済関係事務の区分毎に定められたコアタイムについては、不変です。